

○能代市外国人材受入推進助成金交付要綱

令和7年4月1日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の人材不足対策として市内事業者における外国人材の受入の推進を図るため、新たに外国人材を雇用する企業に対して予算の範囲内で交付する、能代市外国人材受入推進助成金（以下「助成金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務又は特定技能に係る在留資格を取得し、新たに市内事業者には雇用されるために入国した者であって、市の区域内に住所を有するもの（国内での転籍により雇用された者を除く。）

(2) 市内事業者 市の区域内に本社又は支店若しくは営業所の住所を有する法人又は個人事業主

(助成対象外国人材)

第3条 助成対象外国人材は、令和7年1月2日以後に日本へ入国し、市内事業者には雇用された外国人材とする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、助成対象外国人材を雇用した市内事業者であって、助成金の申請日において次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 助成対象外国人材を6月以上継続雇用していること。

(2) 申請日において、助成対象外国人材を雇用していること。

(3) 助成対象外国人材の雇用に要した経費の支払を終えていること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、次に掲げるものとする。

(1) 助成対象外国人材を新規雇用するための人材紹介料

(2) 助成対象外国人材が日本へ来るための渡航費

(3) 助成対象外国人材に係る在留資格取得手続に要する手数料等

(4) 前3号に掲げるもののほか、助成対象外国人材の雇用に係る初期費用とし

て認められる経費

2 2人以上の助成対象外国人材に係る助成金の申請を同時に行う場合において、1人当たりの助成対象経費が明確になっていない場合は、助成対象経費の総額を助成対象外国人材の人数で除して得た額を1人当たりの助成対象経費とする。

(助成金額等)

第6条 助成金額は、助成対象外国人材1人につき20万円とする。

2 助成対象経費が1人当たり20万円に満たない場合は、当該助成対象経費(その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)を助成金額とする。

3 助成金の交付は、1市内事業者につき助成対象外国人材5人までとする。

(外国人材雇用の届出)

第7条 助成金の交付を受けようとする市内事業者が助成対象外国人材を雇用したときは、当該助成対象外国人材を雇用した日から3月を経過する日までに、能代市外国人材受入推進助成金雇用開始届出書(様式第1号。以下「雇用開始届出書」という。)に次に掲げる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該助成対象外国人材の在留カード(有効期間内のものに限る。)

(2) 当該助成対象外国人材との雇用契約を証明する書類

(交付申請)

第8条 助成対象者が雇用開始届出書により届出された助成対象外国人材に係る助成金の交付申請を行う場合は、当該助成対象外国人材を雇用した日から6月を経過した日から3月を経過する日までに能代市外国人材受入推進助成金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象経費及び助成対象外国人材一覧(様式第3号)

(2) 助成対象経費の支払を証明する書類

(3) 市税の納税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否について決定し、交付を決定した場合は能代市外国人材受入推進助成金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付を決定した場合は能代市外国人材受入推進助成金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、交付決定の日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の確定)

第11条 規則第13条の補助金等確定通知書については、同条ただし書の規定によ

り、交付決定通知書をもって代えるものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。